

宮城県環境影響評価技術指針改定に対する指摘事項と事務局の見解

項目	審査会当日意見	文書意見	事務局見解
<p>複数案検討</p> <p>第三条第二項第一号</p>	<p>方法書前の複数案検討について、指針改正により追記する部分</p>	<p>改正後(新)の第三条第二項第一号では、複数案の対象が建造物の「構造」若しくは「配置」と限定的に規定しており、たとえば道路新設の際の複数ルート案などが含まれないように読み取れる。</p> <p>一方、第五号では「位置等」という記述になっており、両者の整合性をとる必要があるのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【菊地委員】</p>	<p>「前項第一号ロ」が対象事業実施区域の位置、同じく「ハ」が対象事業の規模を指しており、複数案検討については位置・規模を含むものとなります。</p>
<p>宮城県環境影響評価技術指針(抄)</p> <p>(事業特性及び地域特性の把握)</p> <p>第三条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象事業の内容(以下「事業特性」という。)並びに対象事業実施区域及びその周囲の概況(以下「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。</p> <p>一 事業特性に関する情報</p> <p>イ 対象事業の種類</p> <p><input type="checkbox"/> 対象事業実施区域の位置</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 対象事業の規模</p> <p>ニ 対象事業の工事計画の概要</p> <p>ホ その他対象事業に関する事項</p> <p style="text-align: center;">～ 中 略 ～</p> <p>2 事業者は、前項第一号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について、次に掲げる手順により明らかにし、把握するものとする。</p> <p>一 複数案の設定 事業者は、前項第一号ロ、ハ又は建造物等の構造若しくは配置に関する複数の案(以下「位置等に関する複数案」という。)を適切に設定するものとし、当該複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。</p> <p>二 環境保全の配慮に係る検討対象 事業者は、当該対象事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれがある環境要素について、事業特性に応じて適切に区分した環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」という。)ごとに検討するものとする。</p> <p>三 調査の手法 前号で選択した環境要素に関する自然的状況、社会的状況に関する情報について、既存文献その他の資料により収集し、その結果を整理し、及び解析を行うものとする。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集する。</p> <p>四 予測の手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析等の手法により、可能な限り定量的に把握するものとする。ただし、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握するものとする。</p> <p>五 評価の手法 位置等に関する複数案ごとの重大な環境影響の程度を整理し、及び比較することにより評価するものとする。ただし、位置等に関する複数案が設定されていない場合は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかにより評価するものとする。</p>			

宮城県環境影響評価技術指針改定に対する指摘事項と事務局の見解

項目	審査会当日意見	文書意見	事務局見解
1 騒音 (低周波音)	<p>今回追加しようという低周波音が 20Hz 以上の可聴域を含むのであれば、騒音と分ける必然性が無い。騒音とは何かいうところに、低周波音、超低周波音を含むということをどこかに書いておけば十分だと感じられる。</p> <p>低周波音を別立てするのであれば、技術指針の別表第一の大気環境の項において、「大気質」の欄の傘下に窒素酸化物、硫酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等るように、「騒音・振動」という欄を新たに作り、その傘下に「騒音」「振動」「低周波音」を当てはめれば良いと思われる。</p> <p style="text-align: right;">【鈴木委員】</p>	なし	<p>意見のとおり、「騒音」の表記を「騒音・低周波音」とし、騒音の中には低周波音も含まれるということを明らかにします。</p> <p>なお、環境省の基本的事項においても同様の表記（騒音・低周波音）となっています。</p>
2 重要な地形及び地質	<p>重要な地形及び地質に対する影響としては、風力発電所の敷地の存在によるものだけではなく、工事の実施の造成等の施工による一時的な影響も考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【西城委員】</p>	なし	意見のとおりとします。
3 日照障害	<p>日照障害による環境影響が、太陽の移動にともなって移動する施設の日陰だとすると、施設の稼働ではなく、風力発電所の存在による影響と考える方が適当だと思われる。</p> <p style="text-align: right;">【山本(和)委員】</p>	なし	意見のとおりとします。
4 風車の影	<p>施設の存在による影響と稼働に伴う影響を分けると、日照障害と風車の影を別項立てしても良いと思われる。</p> <p style="text-align: right;">【山本(和)委員】</p> <p>フリッカーシャドウについては、人間にかなり強い影響があるとも聞いている。風車による騒音は聞こえない人、気にならない人は少なからずいるが、アンケートによると、フリッカーシャドウが自分の家に降りかかってくる人のかなりの割合で、著しい不愉快やイライラが生じ、影響が大きいという話を聞いている。</p> <p style="text-align: right;">【鈴木委員】</p>	なし	意見のとおりとします。

宮城県環境影響評価技術指針改定に対する指摘事項と事務局の見解

項目	審査会当日意見	文書意見	事務局見解
5 電波障害	<p>電波障害について，地上デジタル放送については，固定した反射波ならばキャンセルし，自動的に調整する仕組みが入っているが，風力発電のブレードの回転に伴い，電波の伝わり方が刻一刻と極めて早い変化をした場合についてまでは対応しきれないおそれもあり，環境影響評価の項目として挙げておいた方が安全である。</p> <p style="text-align: right;">【鈴木委員】</p>	なし	<p>意見のとおりとします。</p> <p>なお，東北総合通信局放送課に確認したところ，青森県五所川原市のくろしお風力発電(株)，山形県遊佐町の庄内風力発電(有)において，電波障害の発生が見込まれたので，共同受信設備の設置等により事業者が対策を講じた事例があるとのこと。</p>
6 動物・生態系	<p>施設の稼働（風車の回転）により生じる可能性があるバードストライクについては，生態系への影響ではなく動物の重要な種の方で捉え，風力発電所が山地等に建設された場合の生態系への影響については，施設の存在で見えればカバーできると思われる。</p> <p style="text-align: right;">【由井委員】</p>	なし	意見のとおりとします。

宮城県環境影響評価技術指針改定に対する指摘事項と事務局の見解

項目	審査会当日意見	文書意見	事務局見解
10 土壌流亡	なし	<p>土壌については、有害物質による汚染しが想定されていないように見えるが、侵食による土壌物質の流亡というような影響もあるので、「土壌」を「土壌汚染」と「土壌流亡」に細分することを提案する。</p> <p style="text-align: right;">【西城委員】</p>	<p>「重要な地形及び地質」もしくは「地盤の安定性」に含めて評価することが可能であるため、「土壌流亡」として別立てはしないこととして整理します。</p>
11 気象	<p>山形県庄内地域の風力発電所のデータ解析をした事例では、アメダスの風速計の風速が、風力発電所の建設前の半分になっている。悪い影響であるか良い影響であるかはわからないが、風速が半分になるというのは小さい影響ではないと思われる。</p> <p>環境影響評価項目に気象という項目がないが、風に関する発電所なので、風というものを押さえるということは、基本的に必要なことなのではないかと思われる。</p> <p style="text-align: right;">【菊地委員】</p>	<p>風力発電という性格上、気象への影響は無視できないので、評価項目に加えるべき。</p> <p style="text-align: right;">【菊地委員】</p>	<p>風が弱くなることの影響を想定している事例は他県や国にも存在せず、予測・評価の手法が確立されていない等の理由から、「気象」として別立てはしないこととして整理します。</p> <p>なお、他県において「風害」「風環境」「気象」等を項目立てしている事例は、全て強風、局地風を想定したものととなっています。</p>
12 地盤	なし	<p>「土壌に係る環境その他の環境」を、「地形及び地質」・「地盤沈下」・「土壌汚染」の3つに分けているが、名称の適切性にやや疑問が残る。このような名称では、「地盤沈下」・「土壌汚染」以外の影響は最初から対象外とされているような印象を受ける。</p> <p>この3分類は「地形及び地質」・「地盤」・「土壌」とし、そのうち「地盤」を「地盤沈下」と「地盤の安定性」に細分してはどうか。</p> <p style="text-align: right;">【西城委員】</p>	<p>資料1-6が錯誤であり、正確には、西城委員の御指摘のとおり「地盤」と表記された欄の傘下に「地盤沈下」と「地盤の安定性」が細分されています。</p>